MTマイレージ 事務局　行

申込日　　年　月　日

MTマイレージ 入会（登録）申込書／変更依頼書

相当するものに○印をご記入ください。

会員番号 MT □□□□

変更依頼の場合は会員番号と社名をご記入の上、変更事項のみご記入ください。

フリガナ 社　名		印
フリガナ 代表者名	役　職	
ご住所 □□□-□□□□　都道府県　市区郡		
電話番号　(　　)	ファックス番号　(　　)	

重要事項をご確認の上、押印ください。

●代表者の方に代わってご連絡を受けていただける「ご連絡担当者」がおられる場合は、下欄にご記入ください。

フリガナ 社　名		フリガナ ご担当者名
役　職	所属部署名	e-mailアドレス
上記住所、連絡先と異なる場合はご記入ください。	ご住所 □□□-□□□□　都道府県　市区郡	
	電話番号　(　　)	ファックス番号　(　　)

パスワード 必ずご記入ください □□□□□□

マイレージポイントの確認時に必要となります。
英数字の組み合わせで、必ず6桁のパスワードをご記入ください。
英字は大文字・小文字の別を認識しますので、使い分けが可能です。

☐ グループサービス登録をご希望の場合はチェックしてください。後日、ご案内致します。

●お手数ですが、下記お客様情報へのご記入をお願い申し上げます。

資本金	円
設立年月日	年　月
年商	円／年
当社との取引開始時期 ※	年　月
主要取引先	
主要取引銀行	

●キャッシュバックの振込先金融機関をご記入ください。

フリガナ お受取人			
銀行・金庫・組合・農協	お振込先	銀行・信金 信組・農協 組合	支店 出張所
	貯金種目　普通・当座	口座番号	
	金融機関コード ※	支店コード ※	
郵便局	種目コード	契約種別コード	
	通帳記号	通帳番号	
	振込先口座番号	振込先加入者名	

※ご存じであればご記入ください。

お申し込み方法

必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒に入れて、MTマイレージ 事務局まで郵送してください。

〒602-8585　京都市上京区堀川通寺之内上る四丁目天神北町1番地の1
株式会社SCREENグラフィックソリューションズ 内
ＭＴマイレージ 事務局 行

MTマイレージ申込書個人情報取り扱いについて

弊社は、本申込書にて取得致します上記のお客様の情報を、責任をもって管理致します。また、本申込書にて取得致しますお客様の個人情報を、本サービスにかかるご案内、お客様からのお問い合わせに対する回答、その他お客様との連絡手段として利用し、それ以外の目的には利用致しません。

グループサービス登録とは

当サービスは、MTマイレージに登録しているレディバードクラブの正会員様が自社のグループ会社＊をグループ対象会社として登録することで、１つのグループとしてマイレージポイントを取得、使用できるサービスです。

＊自らが 50%超の資本を出資しているか、または実質的な経営権を掌握している日本国内に所在する子会社を指します。

〈キリトリ〉

会員様控え

MTマイレージサービスのご利用に関する重要事項について

お客様は、MTマイレージサービス（以下、「本サービス」といいます）をご利用いただくにあたり、下記の重要事項を了解し、遵守していただく必要があります。MTマイレージ会ご入会の手続きの際には、下記事項を必ずお読みいただき、ご了解の上入会用紙にご署名ご捺印いただきますようお願い申し上げます。ご署名ご捺印をいただいた場合、当社はお客様が下記事項を異議なくご承諾いただいたものといたします。

1．MTマイレージ会に入会登録されたお客様（以下、「マイレージ登録者」といいます）は、マイレージポイント（以下、「ポイント」といいます）一覧表に記載される商品（以下、「対象商品」といいます）を新規購入することにより、ポイント一覧表に定める取得ポイント数を、「MTマイレージ利用規約」（以下、「利用規約」といいます）に定める取得手続きどおり適正に行うことによって取得することができます。

2．１ポイントあたりのキャッシュバック金額は、金10,000円です。

3．ポイントに有効期限はありません。ポイントはご利用いただくまで無期限に有効です。新規ポイントの起算日は、毎年1月1日から6月30　日までに取得したポイントについては取得当年7月1日、7月1日から12月31日までに取得したポイントは翌年 1月1日とします。起算日に至るまでの新規取得ポイント は未確定ポイントとし、キャッシュバックにはご利用いただけません。起算日を経過することによって有効保有ポイントとして確定し、キャッシュバック利用の対象ポイントとなります。

4．有効保有ポイントを１ポイント以上保有するマイレージ登録者が、当社の定めるキャッシュバック申請可能な対象商品を新規に購入いただいた場合、自らが保有するポイント数以下で、かつ当該対象商品に対応する対象商品リスト上に定められたキャッシュバック上限ポイント数を上回らないポイント数でキャッシュバック申請を行うことによって当社よりキャッシュバックを受けることができます（事由の如何に拘わらず、キャッシュバック上限ポイント数に相当するキャッシュバック金額より対象商品の購入金額が下回る場合、キャッシュバック申請のポイント数は当該購入金額を上回らないキャッシュバック申請金額に相当するポイント数以下であることとします）。他にも、保有されたポイントをキャッシュバックにご利用いただけることがあります。但し、キャッシュバック申請が利用規約に定める手続きどおり適正に行われ、かつ当社が承認した場合に限ります。

5．マイレージ登録者は、利用規約に定めるキャッシュバック申請の手続きを適正に行い、かつ当社がキャッシュバック申請を承認した場合に限りキャッシュバックの請求権を取得します。それ以外の場合は、取得ポイントは何ら財産的価値をもつものではなく、当社に対するお客様のいかなる債権を発生させるものではありません。

6．マイレージ登録者は、取得ポイント及びマイレージ登録者として有する権利・義務を、第三者に譲渡、承継、又は使用させたり売買、名義変更、質権設定、その他の担保設定を目的とした処分を行ってはなりません。

7．マイレージ登録者は、マイレージサービスを利用する場合、MTマイレージ利用規約の定めを十分認識し、遵守しなければなりません。

8．当社は、本サービスそのもの及び利用規約の内容の一部又は全部を、予告なく変更、中止することができます。これに伴って、ポイントの無効・消滅、取得ポイント数の減少、キャッシュバック上限数の減少、キャッシュバック金額の減少、対象商品の制限又は減少、ポイント有効期間の短縮等（以上を含み、これらに限定されません）マイレージ登録者にいかなる不利益、損害が発生しても、当社はその責任を一切負いません。

9．本サービス及び利用規約の規定に関連して発生したマイレージ登録者又は第三者の損害について、当社は一切の責任を負いません。

以上

No.196-001 2017年10月発行 000 T_M　（R4-2）